

低年齢児保育促進事業実施要綱

(趣旨)

第1 低年齢児の受入れに積極的に取り組む私立の保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の保育所部分（以下、「保育所等」という。）において、低年齢児を担当する保育士、保育教諭及び保育士とみなされる者（以下、「保育士等」という。）の加配に伴う経費を補助することで保育士等を確保し、低年齢児の心身発達の特性に応じた保育の実施及び低年齢児の受入れ促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とする。

(定義)

第3 本事業において、保育士とみなされる者は次に定める者とする。

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「基準」という。）附則第95条に基づき、次のいずれかの普通免許状を有する者。
 - (1) 幼稚園教諭
 - (2) 小学校教諭
 - (3) 養護教諭
- 2 基準第96条に基づき、次のいずれかに該当する都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者
 - (1) 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当程度）
 - (2) 家庭的保育者
 - (3) 子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者
- 2 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2条に基づき保育士とみなされる次に掲げる者（以下、看護師等という。）
 - (1) 保健師
 - (2) 看護師
 - (3) 准看護師

(事業の内容)

第4

1 一歳児担当保育士雇用費

保育所等において、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号。以下、「条例」という。）に規定する保育士等配置基準のうち、一歳児担当保育士等について、子ども・子育て支援法第19条1項第3号認定（以下、「3号認定」という。）の一歳児4人につき1人の割合で配置し、一歳児入所の需要等に対応すること。

なお、本事業は、昭和58年1月21日埼玉県児童福祉審議会答申「埼玉県における今後の保育行政の在り方について」に基づき、3号認定の一歳児4人に対し保育士等1人を配置することにより、一歳児の心身発達の特性に応じた保育の実施を図るものである。

2 乳児途中入所促進事業

前年度3月1日現在に比して当該年度当初(4～6月)の各月初日の3号認定の乳児が減少する保育所等において、年度当初にあらかじめ乳児担当保育士等を確保し、年度途中入所の需要等に対応すること。

(事業の実施手続)

第5

- 1 市町村の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について知事に十分協議を行うものとする。
- 2 この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(費用)

第6

- 1 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所等に支弁すること。
- 2 市町村が実施する事業に対して、県は別に定めるところにより補助するものとする。

(留意事項)

第7

- 1 第4の1の事業について、以下のいずれの要件も満たす場合に補助を行う。
 - (1) 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。
 - (2) 業務においてICTの活用を進めており、以下のア及びイ～エのいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。
 - ア 園児の登園及び降園に管理に関する機能
 - イ 保育に係る計画・記録に関する機能
 - ウ 保護者との連絡に関する機能
 - エ キャッシュレス決済に関する機能
- 2 第4の2の事業を行うに当たっては、当該保育所等の4～6月の各月初日の乳児担当保育士等数が条例に規定する保育士等数に足りているものであること。
- 3 各事業の実施に当たっては、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)第1条第12号に規定する公定価格における基本分単価及び各加算で充足すべき職員数を満たすこと。
- 4 各事業の実施に当たり、基準附則第95条、第96条に基づき保育士とみなされる者を配置する場合には、必要保育士等数の3分の2以上の保育士(児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者)が各時間帯に配置されるよう留意すること。
- 5 看護師等については、1名に限って保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所等については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。